

三井住友カード楽天 Edy 包括代理加盟店規約

第1条（加盟店）

1. 本規約を承認のうえ、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に本取扱を申込み、当社が加盟を認めた法人・団体、およびその法人・団体（以下「包括代理人」）に本取扱を申込み、当社が加盟を認めた加盟希望者（以下「店子」という）をE d y 加盟店（以下「加盟店」という）とします。なお、本規約に基づき、包括代理人および当社ならびに店子間で成立した契約も便宜上文脈により本規約とします。
2. 包括代理人および店子は、本取扱を行う店舗・施設（以下「取扱店舗」という）を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします。
3. 包括代理人および店子は、本規約に従い本取扱いを行う取扱店舗内外の見易いところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 包括代理人および店子は、本規約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない）できないものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次のとおりとします。

（1）Edy

楽天 Edy 株式会社又はバリュー発行会社が楽天 Edy 株式会社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、利用約款に基づき利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」

（2）楽天 Edy サービス

Edy の発行、Edy の購入情報及び残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとして Edy を使用したときには、使用された Edy に相当する代金額と同額の金額を当社が加盟店に対して支払う楽天 Edy 株式会社が提供するサービス

（3）Edy カード

利用者が、利用約款に従って Edy を記録し使用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等（楽天 Edy 株式会社が認定するものに限りします。）

（4）利用者

Edy カードを正当に保有する方であって、楽天 Edy 株式会社又はバリュー発行会社の発行する Edy を正当に入手して、楽天 Edy 株式会社及びバリュー発行会社が定める方法で Edy を利用する方

（5）商品等

利用者が加盟店から販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等。なお、当社及び楽天 Edy 株式会社と加盟店間で、販売又は提

供に係る代金について Edy を使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができるものとします。

(6)EdyAP 製造許諾事業者

楽天 Edy 株式会社より EdyAP の製造を許諾された事業者

(7)EdyAP

楽天 Edy 株式会社或いは EdyAP 製造許諾事業者が、楽天 Edy 株式会社より許諾を受けた上で楽天 Edy 株式会社より提供された楽天 Edy 株式会社所定の技術仕様に基づき開発した上で、EdyAP 製造許諾事業者が製造・開発したセキュリティモジュールに搭載し、Edy の受入情報等の読取及び書込機能を提供するための特定のアプリケーションで、楽天 Edy 株式会社所定の技術仕様に合致するプログラム

(8)Edy 店舗端末

利用者が商品等の購入及び提供を受けるに際し Edy を使用するために必要となる機器で、対象店舗等（第5条で定義します。）又はその指定する場所に設置される Edy モジュールもしくは EdyAP が組み込まれた Edy の受入端末機器

(9)バリュー発行会社

第三者発行型前払式支払手段の発行について資金決済法に基づき登録を受けた法人で、楽天 Edy 株式会社の承認を得て利用者に対して Edy を発行する会社

(10)Edy システム

次の①から④の手順によって完結する決済システム並びにそれを実現させるために必要なコンピュータハードウェア及びソフトウェア等

①バリュー発行会社は楽天 Edy 株式会社に Edy の発行に関する事務を委託し、楽天 Edy 株式会社及び提携会社は、楽天 Edy 株式会社又はバリュー発行会社から利用者に対する Edy の発行に関する事務を履行する。発行された Edy の対価として利用者から支払われた代金は、楽天 Edy 株式会社からバリュー発行会社に支払われる。

②加盟店は、利用者から商品等の購入及び提供に係る代金について Edy を使用することの申込みがあった場合には、本規約の規定に基づき、利用者に Edy を使用させる。

③当社は、加盟店が利用者から移転を受けた Edy について、加盟店から移転を受けた場合には、本規約に基づき当該 Edy に相当する金員を加盟店に対して支払う。加盟店は当社に対して所定の手数料を支払う。

④バリュー発行会社は、楽天 Edy 株式会社が当社から移転を受けた Edy のうちバリュー発行会社の発行に係る Edy に相当する金員を楽天 Edy 株式会社に支払う。

(11)Edy モジュール

Edy の受入情報等の読取及び書込機能を有するモジュールで、以下のすべての要素を満たすもの

①楽天 Edy 株式会社又は楽天 Edy 株式会社が開発を許諾した第三者がが開発・保有し、使用許諾する権利を有する Edy の受入情報等の読取及び書込機能を有するものであること。

②プログラムの著作物を含み、特許権等の工業所有権で保護されているものであること

と。

- ③電子マネーシステムで稼動するための情報、電子マネーシステムの安全性を維持するための情報等をも含むものであること。

(12)決済用アプリケーション等

楽天 Edy 株式会社又は楽天 Edy 株式会社が開発及び製造を許諾した第三者が開発及び製造した Edy システムを利用する上で必要となる Edy の受入情報等の読取及び書込機能を有する決済用アプリケーション

(13)Edy 決済センタ

楽天 Edy 株式会社から許諾を受けた法人が製造・開発したシステムサーバに決済用アプリケーション等が搭載されたセンタ

(14)Edy 番号

Edy カードに記載又は記録される番号で、当該 Edy カードに記録される Edy 及び Edy による取引を特定するために割り当てられる 16 桁の数字

(15)Edy 領域

Edy カードの中の非接触型 IC チップ内における、Edy 番号、残高情報等の情報を格納するための領域

(16)Edy 領域内特定情報

Edy 領域内に記録された Edy 番号、残高情報等の情報

(17)Edy エリア情報

Edy 領域内特定情報を読み取るための技術情報等

(18)資金決済法

資金決済に関する法律（平成二十一年六月二十四日法律第五十九号）（その後の改正を含みます）

(19)利用約款

楽天 Edy 株式会社又はバリュー発行会社と利用者との間の Edy に関する取引を規定する約款

第3条（店子の範囲）

1. 包括代理人は当社に対し、本取扱を希望する加盟希望者があるときは、加盟希望者を代理して当社所定の申込を行うものとします。
2. 当社は、包括代理人の申込により加盟を認め、本規約の適用を受ける加盟希望者を店子とします。
3. 当社は、前項に定める承認後といえども、本規約において店子が遵守すべきものとして定められた条項を遵守しなかった場合は、いつでも当該店子について、本規約に基づく本取扱を拒否することができるものとします。
4. 包括代理人は、店子が本規約に定めるところに従い本取扱いを行うこと、および当社と取引することについて全て責任を負うものとし、当社に対して一切迷惑をかけないものとします。

第4条（加盟店契約の代理）

1. 包括代理人は、当社が店子との間に加盟店契約およびこれに付随する契約を締結することならびにこれらに基づく権利の行使、義務の履行につき、店子から包括的委任を受け店子を代理して当社と契約する。なお、本規約の締結をもって、当社と店子の加盟店契約は締結されたものとします。代理権の有無・範囲について当社に確認の義務はなく、包括代理人の責任において処理するものとします。
2. 包括代理人は、当社と店子との加盟店契約によって生ずる店子の当社に対する一切の債務につき、連帯して保証します。
3. 包括代理人は、店子の代理権を有しないことによって、当社に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとします。
4. 包括代理人は、本人兼店子の代理人として本規約を締結するものとします。
5. 包括代理人は、店子をして本規約上の義務を遵守させなければならないものとします。

第5条（確認事項）

1. 包括代理人および店子は、Edyシステムの健全な運営を図り、EdyおよびEdyカードが円滑に利用されるよう相互に協力するものとし、楽天Edy株式会社に対する信用を損なわないように留意するものとします。
2. 包括代理人および店子は、Edyシステムの運用にあたり関連法令および関係省庁等による告知・通達・ガイドライン等並びに本規約を遵守するものとし、本規約に基づく業務上の秘密を守り、又、楽天Edy株式会社および当社の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとします。
3. 包括代理人および店子は、利用者が発行会社の定める楽天Edyサービス利用約款に基づきEdyを利用していることを認識のうえ、本規約に従ってEdyカードおよびEdyを取扱うものとします。
4. 包括代理人および店子は、Edy端末、Edyモジュールおよびそこに蓄積されるEdyの破壊、分解又は解析等を行なってはならず、又、如何なる理由があってもEdy端末、Edyモジュールおよびそこに蓄積されるEdyの複製、改変又は解析を行い、あるいは、かかる行為に加担、協力してはならないものとします。
5. 包括代理人および店子は、Edyモジュールは、楽天Edy株式会社が開発・保有し、使用許諾する権利を有するものであり、また、Edyモジュールに関する特許権、実用新案件、半導体回路配置利用権、意匠権、商標権、著作権、およびノウハウは、全て楽天Edy株式会社に帰属することを確認します。
6. 包括代理人および店子は、包括代理人および店子による行為について、楽天Edy株式会社がいかなる責任も負わないことを確認します。

第6条（対象商品）

1. 包括代理人および店子がEdyシステムを利用して販売又は提供することのできる物

品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツおよび権利等は、包括代理人および当社が取扱うすべてのものとします。ただし、包括代理人と当社は合意のうえ、Edy システムを利用して、販売は又は提供することはできないものを個別に指定することができるものとします。

2. 包括代理人および当社がEdy システムを利用して販売又は提供した商品等に関する利用者との間での商品等の瑕疵、数量不足その他の紛争、又は商品等に関するその他のクレーム又はアフターサービスについては、包括代理人および店子が自己の責任と費用をもって速やかに対処し、当社および楽天Edy 株式会社、発行会社に損害を及ぼさないものとします。
3. 包括代理人および店子は、公序良俗に反するもの、有価証券及び金券等のほか、寄付や募金など商品やサービスの提供を伴わないもの、換金性が高いものなど、ブランドのイメージを損なう可能性があり不適格と当社が判断した場合、包括代理人および店子に対する何らの責任を負うことなく、当該Edy 取引の承認を撤回することができるものとします。

第7条（取扱店舗等）

1. 包括代理人および店子は、Edy を取扱うこととする店舗（以下「対象店舗」といいます）又は自動販売機等（以下、対象店舗と併せて「対象店舗等」といいます）の所在地（自動販売機等の場合は設置場所等当社が指定する事項、以下、併せて「店舗等設置場所等」といいます）をあらかじめ当社所定の方法により当社に届け出て、当社の承認を得るものとします。
2. 包括代理人および店子は、当社から貸与された楽天Edy 株式会社が別途定める包括代理人および店子標識等を本規約に従い対象店舗等の見やすいところに掲示又は表示するものとし、Edy システムの包括代理人および店子である旨表示するものとし、当社の指示する以外の方法によって包括代理人および店子標識等を掲示又は表示してはならないものとします。
3. 包括代理人および店子は、本条第1 項の届出事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の方式で届け出、当社の承認を得るものとします。

第8条（Edy モジュール及び決済用アプリケーション等の使用許諾）

1. 当社は、包括代理人および店子にEdy モジュールの使用を許諾するものとします。
2. 包括代理人および店子は、当社より使用の許諾を受けたEdy モジュールを、Edy 端末に組み込まれた状態で、Edy による決済に用いる目的にのみ利用することができるものとします。
3. 包括代理人および店子は、次の事由が発生したときは、Edy モジュールの使用を直ちに止め、当社および楽天Edy 株式会社の指示に従うものとします。

(1) 本規約が終了したとき

(2) 包括代理人および店子がEdy 端末の使用を止めたとき

4. 包括代理人および店子は、決済用アプリケーション等及び Edy 店舗端末につき、修理、修復等する必要が生じたときは、当社及び楽天 Edy 株式会社の指示に従うものとします。また、決済用アプリケーション等及び Edy 店舗端末等の修理、修復等について、包括代理人および店子は、当社及び楽天 Edy 株式会社の指定する第三者以外の者に修理、修復等させてはならないものとします。
5. 包括代理人および店子は、楽天 Edy 株式会社が Edy システムを運用するに当たり、Edy 店舗端末をバージョンアップするなどの運用上の必要性が生じた場合には、楽天 Edy 株式会社が必要と認めるデータ更新等を楽天 Edy 株式会社が行うことにあらかじめ同意するものとします。

第9条（Edyによる販売）

1. 包括代理人および店子は、利用者がEdyにより商品等の購入、又は商品等の提供を申し込んだときは、第11条（Edyの偽造・変造）および第12条（Edy使用中の中止等）に記載する場合を除き、Edy端末を使用し、本条に定める手順に従い利用者に対し商品等を販売又は提供するものとします。
2. 店舗での販売の場合、包括代理人および店子はEdy端末又はこれに接続されたPOS端末に、利用者が購入し又は提供を受けた商品等の代金額を入力し、表示された商品等の代金額を利用者に確認させ、また、利用者にEdyカードをEdy端末の定められた部分に触れるよう案内するものとします。（Edy端末又はPOS端末の種類により楽天Edy株式会社所定の操作を必要とする場合があります。）
3. 前項の操作により、利用者がEdyカードをEdy端末の定められた部分に触れさせ、Edy端末又はPOS端末に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者のEdyカードから加盟店のEdy端末に対するEdyの移転が完了し、これにより包括代理人および店子の利用者に対する商品等の販売代金のうち当該Edyの利用額に係る代金債権は消滅するものとします。なお、Edy端末にEdyが不足している旨の表示がされた場合は、包括代理人および店子は当該利用者との間で当該不足額について現金等で精算できるものとします。
4. 包括代理人および店子は、Edyによる販売を行なった場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとします。ただし、Edy取引を行なった当日に商品等を引渡し又は提供することができない場合は、利用者に書面をもって引渡し時期などを通知するものとします。
5. 包括代理人および店子は、有効なEdyカードを提示した利用者に対して、その利用を拒絶したり、また、利用者に対し現金客と異なる代金を請求するなど、利用者にとって不利となる取扱をしてはならないものとします。
6. 包括代理人および店子は、包括代理人および店子が当該利用者に対して販売又は提供した商品等の代金として包括代理人および店子が受領すべき金額相当額のEdyを、利用者のEdyカードから包括代理人および店子のEdy店舗端末もしくはEdy決済センタに正確に移転させることとします。包括代理人および店子は、Edyの移転完了後、

直ちに包括代理人および店子が受領すべき金額と、Edy 店舗端末もしくは Edy 決済セントラに移転した Edy の金額が一致していることを確認しなければなりません。

第 10 条 (E d y 販売後又は提供後の取扱)

1. 前条第 3 項の Edy 移転後、包括代理人および店子と利用者との間に生じた商品等の瑕疵、欠陥その他取引上の一切の問題については、包括代理人および店子と利用者との間で当該問題を解決することとします。なお、包括代理人および店子と利用者の間で生じた当該問題について、当社及び楽天 Edy 株式会社は一切の責任を負わないものとします。
2. 前項において包括代理人および店子と利用者との間で精算の必要が生じた場合、包括代理人および店子と利用者との間で現金によって精算を行うものとし、Edy による精算は行わないものとします。但し、当社及び楽天 Edy 株式会社がやむを得ないと認めた場合においては、当社及び楽天 Edy 株式会社は、包括代理人および店子からの依頼に基づいて楽天 Edy 株式会社所定の方法により Edy による精算を行うことができるものとします。

第 11 条 (E d y の偽造・変造)

1. 包括代理人および店子は、以下の場合は、できる限り当該 E d y カードを保管のうえ、その旨直ちに当社へ通知し、当社の指示に従うものとします。この場合、包括代理人および店子は、第9条 (E d y による販売) に定める E d y による商品等の販売はできないものとします。
 - (1) 利用者が使用する E d y が偽造、変造または不正に入手されたものであることが判明した場合、又は、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
 - (2) 利用者が提示した E d y カードが偽造、変造または不正に入手されたものであることが判明した場合、又は、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
 - (3) その他当社が包括代理人および店子に事前に通知する所定の事由がある場合
2. 前項の規定に拘らず、包括代理人および店子が本規約に定める義務その他当社所定の手続きを遵守したうえで前項の E d y を利用者から受領した場合には、包括代理人および店子に故意又は過失がない場合に限り、当社は当該 E d y の金額に相当する額より所定の手数料を控除した額を包括代理人に補償します。

第 12 条 (E d y 使用の中止等)

1. 包括代理人および店子は、次のいずれかが生じた場合、楽天 E d y 株式会社が包括代理人および店子に予告することなく E d y システムを中止又は停止する場合があることを予め異議なく承諾するものとします。この場合、包括代理人および店子は、第 9 条 (E d y による販売) に定める E d y による商品等の販売はできないものとします。
 - (1) Edy カード若しくはこれに記録された Edy (利用者の保有か否かを問わないものとし

- ます)が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又はその疑いのあるとき
- (2)Edy (利用者の保有か否かを問わないものとします)が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき
- (3)Edy カード若しくはパーソナルリーダー・ライタの破損又は電磁的影響その他の事由により Edy が破壊及び消失したとき又は楽天 Edy サービスに関するシステムの障害その他の事由により Edy 店舗端末が使用不能となったとき
- (4)楽天 Edy サービスに関するシステムの保守管理その他の事由により楽天 Edy サービスに関するシステムの全部又は一部を休止するとき
- (5)利用者による Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタの利用が利用約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき
- (6)その他やむを得ない事由が生じた場合
2. 前項の楽天 Edy サービスの全部または一部の利用中止等により、包括代理人および店子に不利益又は損害(逸失利益、機会損失を含みます。)が生じた場合でも、当社及び楽天 Edy 株式会社は一切責を負わないものとします。
3. 包括代理人および店子は、前2項に定める場合のほか、当社及び楽天 Edy 株式会社が利用約款に基づき、特定の利用者若しくは全ての利用者に対する楽天 Edy サービスの全部若しくは一部の利用を中止し、特定の利用者の楽天 Edy サービスの利用資格を取消し、又は楽天 Edy サービスを全面的に終了することがあることをあらかじめ了承します。この場合、本条第2項を準用します。なお、楽天 Edy サービスが全面的に終了した場合には、本規約第18条に従って終了時の措置をとることとします。

第13条 (Edyによる販売の買取金額の確定および支払い)

1. 包括代理人と当社の間でのEdyによる販売に関する買取金額は、包括代理人および店子がEdy端末を使用し、第14条(買取代金の支払の取消し)の場合を除き、包括代理人および店子が利用者から受領した、包括代理人および店子のEdy端末に集積されたEdyを、当社の定める通信手段・手順等により包括代理人が自らおよび店子を代理して当社への移転を完了させた時点で、確定するものとします。
2. 当社は、前項で確定した買取金額から次条の手数料を控除した額を包括代理人に支払うものとし、包括代理人は自らおよび店子を代理してこれを受領し、包括代理人の責任と費用により店子に分配します。万一、店子への分配がなされなかったとしても、それにより当社は何らの責任を負担しないものとし、包括代理人はこれによって当社に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとします。
3. 包括代理人は、前項の当社に対する債権を第三者に譲渡または担保に供してはならないものとします。
4. 当社は、包括代理人の店子の代理権に疑義がある場合には、包括代理人に対する支払いを保留することができ、包括代理人および店子はこれに異議を述べないものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。また、包括代理人および店子は、当該代理権にかかる資料の提示・提出

等、当社の調査に協力するものとします。

第14条（手数料の支払い）

包括代理人は、Edyによる販売額に対して当社所定の手数料率を乗じて算定した金額を手数料として当社に支払うものとします。但し、楽天Edy株式会社及びバリュー発行会社等の規則等の変更、関連法令の変更または金利変動等の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、包括代理人に対する通知により、手数料率を合理的範囲で改定することができるものとします。

第15条（買取代金の支払の取消し）

1. 包括代理人および店子は、次のいずれかに該当した場合、当社は当該買取代金の支払の義務を負わないものとします。
 - (1)偽造、変造その他不正使用のEdy又はその疑いがあるとき
 - (2)第9条（Edyによる販売）に違反してEdyによる販売を行ったとき
 - (3)第13条（Edyによる販売の買取金額の確定および支払い）に基づく移転を行わなかったとき
 - (4)包括代理人から送信されたデータの正当性に疑義があると当社が認めた場合で、正当性を証明できる資料の提出等、当社の調査依頼に協力しないとき
 - (5)第6条（対象商品）第2項の利用者との紛議が解決されないとき
 - (6)その他包括代理人および店子が本規約に違反したとき
 - (7)包括代理人が店子の代理権を有していなかったとき
 - (8)楽天Edy株式会社所定の事由に該当したとき
2. 当社が、包括代理人に対し前項に該当するEdyによる販売に係る当該買取代金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、遅延なく当社の指定する方法により当社に当該代金を返還するものとします。なお、包括代理人が当該代金を返還しない場合には、当社は次回以降支払となる包括代理人に対する全ての支払金額（該当する店子が含まれているかは問わない）から当該代金を差し引くことができるものとします。これにより店子と紛議が生じた場合には、包括代理人の責任と費用で対応するものとします。

第16条（委託の禁止）

包括代理人および店子は、本規約書に関わる業務を第三者に委託してはならないものとします。

第17条（契約の終了）

1. 当社および楽天Edy株式会社又は発行会社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社および楽天Edy株式会社又は発行会社の都合等により、EdyカードおよびEdyの取扱を終了することがあり、この場合、当社は包括代理人に対して事前に通

知することにより、本規約を終了させることができるものとします。本項による契約終了により、包括代理人および店子に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、当社および楽天 E d y 株式会社又は発行会社は一切責を負わないものとします。

2. 包括代理人および店子が次のいずれかに該当し、楽天 E d y 会社又は発行会社が当社に対し本規約に基づく包括代理人および店子の加盟を終了させるよう求めた場合、当社は、本規約に基づく包括代理人および店子の加盟を終了させることができるものとします。

- (1) 包括代理人および店子又は包括代理人および店子の従業員等の故意又は過失により楽天 E d y 株式会社又は発行会社が損害を被った場合
 - (2) 本規約に違反した場合
 - (3) 楽天 E d y 株式会社又は発行会社との間の他の契約に包括代理人および店子が違反した場合
 - (4) 包括代理人および店子の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - (5) 第9条第3項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行った場合
 - (6) 資金決済法において包括代理人が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を包括代理人が取り扱っていると当社が判断した場合
 - (7) その他、当社が包括代理人を包括代理人として適当でないと判断した場合
3. 包括代理人の加盟の終了のほか、当社と楽天 Edy 株式会社の間の代表包括代理人契約が終了した場合には、当社から包括代理人に対して通知することにより、代表包括代理人契約終了日をもって本規約にもとづく包括代理人の加盟は終了するものとします。
4. 本規約にもとづく包括代理人の加盟が終了した場合といえども、包括代理人と当社との間に未履行の債務がある場合には、包括代理人及び当社は本規約の定めに従い債務を履行するものとします。

第18条（契約終了後の手続）

前条により本規約が終了した場合、包括代理人および店子はその後利用者から E d y を受け入れる等一切の E d y の取扱をしてはならず、又、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 包括代理人および店子の E d y 端末に存在する E d y 全てを、10日以内に当社へ買取請求すること
- (2) 当社の指示に従い、E d y 端末、加盟店標識その他当社または当社の指定する業者から貸与された一切の物品を直ちに貸主に返還すること
- (3) その他当社が別途指定する手続き

第19条（情報の提供）

1. 包括代理人および店子は当社に対し、E d y カード、E d y およびE d y システムに関するセキュリティ又は利用者の利用形態の調査等に関する、情報提供等について最大限の協力をするものとし、当社、楽天E d y 株式会社若しくは発行会社が合理的範囲内で係る調査結果および情報を利用、公表すること、又は他の加盟店に必要な情報を開示できることに同意するものとします。
2. 包括代理人および店子は前項に定める他、E d y システムの安全性の維持等当社が相当と認める場合には必要な協力を行うものとします。
3. 包括代理人および店子は当社に届出た情報の内、代表者名を除いた情報に関し、楽天Edy サービスの提供を目的とし当社より楽天Edy 株式会社へ提供されることに同意するものとします。
4. 包括代理人および店子は、楽天Edy 株式会社が決済サービス等を運営する上で取得したEdy 番号を用いたEdy システム上で実現される決済サービス等の履歴情報等が楽天Edy 株式会社に帰属することに同意し、楽天Edy 株式会社がそれらの情報を利用すること及び他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることに同意します。また、包括代理人および店子は、包括代理人および店子が保有する利用者の購買履歴情報等の利用者に関する情報であってEdy 番号の記載を含む情報を第三者に提供してはならないものとします。
5. 包括代理人および店子は、他社決済インフラサービス等を利用している場合には、楽天Edy 株式会社がEdy システムを運営するに当たり必要とする他社決済インフラサービス等の稼働状況及び障害調査等に関する情報を、自己の責任において、当社及び楽天Edy 株式会社に対し報告しなければならないものとします。

第20条（対象店舗等における包括代理人および店子の責任）

包括代理人および店子は、第7条第1項にもとづき届け出た対象店舗等におけるEdy システムの導入、円滑な運営及び資金決済業務について責任をもつものとし、当該Edy システムの導入、円滑な運営及び資金決済業務について問題が生じた場合には、すべて自己の責任と負担において、これを処理、解決するものとします。

第21条（届出事項の変更）

1. 包括代理人および店子は、加盟申込時に当社に届け出た包括代理人および店子及び本店所在地、代表者、電話番号及び銀行口座等並びに業態、業種等に変更が生じた場合には、当社所定の方法により当該変更事項について遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 包括代理人および店子が前項の届出を怠ったことにより、当社からの通知若しくは送付書類等が延着又は到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなされることを包括代理人および店子は異議なく承諾するものとします。

第22条（譲渡等の禁止）

1. 包括代理人および店子は、本規約（本規約に基づき成立した契約をいいます。以下同じ）に基づく自己の地位を第三者に譲渡することはできません。
2. 包括代理人および店子は、本規約に基づく取引から発生した当社に対する一切の債権、債務を当社の書面による承諾なしに第三者に譲渡したり、質入れしたり、その他担保として提供する等の処分をすることはできません。

第 2 3 条（損害賠償）

包括代理人および店子が本規約に違反して本取扱いを行った等、包括代理人および店子の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、包括代理人および店子は当社に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。

第 2 4 条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、性質上適用または準用がないことが明白な場合を除き、最新の「三井住友カード楽天Edy加盟店規約」の定めるところに準ずるとともに、包括代理人および店子は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱をするものとします。

第 2 5 条（Edy エリア情報及び Edy 領域内特定情報）

1. 楽天 Edy 株式会社は、Edy 番号を含む Edy 領域内特定情報及び Edy エリア情報を独占的に使用することができ、第三者にこれを使用させることができるものとします。
2. 楽天 Edy 株式会社は、Edy システムの利用及び利用者からの問合せ対応の目的で使用する場合に限り、包括代理人および店子に対し、自己が管理する Edy 番号の使用を認めるものとします。なお、包括代理人および店子は、当該目的のために Edy 番号を使用する際には、楽天 Edy 株式会社所定の定めに従いこれを使用しなければならないものとします。
3. 包括代理人および店子は、前項以外の目的で Edy 番号の使用を希望する場合には、別途楽天 Edy 株式会社所定の契約を楽天 Edy 株式会社と締結しなければならないものとします。

第 2 6 条（有効期間）

本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、当社が店子の加盟を承諾した日から 1 年間とします。なお、期間満了の 3 ヶ月前までに当事者のいずれからも書面による異議の申し出のない限り、本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、有効期間の満了と同時に自動的に 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。

第 2 7 条（期限の利益の喪失）

包括代理人は、第 17 条第 2 項の各号の一にでも該当する事由があるとき、又は第 17 条第 3 項に基づき本規約が解約されたときは、当社に対して負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに当社に弁済しなければならない

ものとしします。

第28条（反社会的勢力の排除に関する特例）

1. 包括代理人、当社及び店子は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしします。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 包括代理人、当社及び店子は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとしします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 包括代理人、当社及び店子は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、本規約を将来に向けて解約することができるものとしします。なお、包括代理人、当社及び店子は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何等説明し、又は開示する義務を負わないものとし、本規約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではないことを確約するものとしします。

第29条（合意管轄裁判所）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第30条（準拠法）

本規約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

<加盟店情報の取扱いに関する同意条項>

<本同意条項は三井住友カード楽天 Edy 包括代理加盟店規約の一部を構成します>

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 包括代理人および店子（代表者個人を含み、以下本条から第5条まで同じ。但し、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人は除く）は、当社が包括代理人および店子との取引に関する審査（以下「加盟審査」という）、加盟後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続にかかる審査、当社の業務、当社の事業にかかる商品開発もしくは市場調査のために、包括代理人および店子にかかる次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という）を当社が適当と認める保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用することに同意するものとします。また、包括代理人および店子は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店にかかる加盟審査ならびに加盟後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続にかかる審査のために加盟店情報を利用することに同意するものとします。
 - (1) 包括代理人および店子の商号（名称）、所在地、電子メールアドレス（当社に届け出ている場合）、郵便番号、電話（FAX）番号、URL、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、包括代理人および店子が加盟申込時および変更届出時に当社に届出た包括代理人および店子の情報
 - (2) 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日ならびに包括代理人および店子と当社との取引に関する情報
 - (3) 包括代理人および店子の Edy カードの取扱状況に関する情報
 - (4) 当社が取得した包括代理人および店子の Edy カードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
 - (5) 包括代理人および店子の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
 - (6) 当社が包括代理人および店子または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
 - (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている包括代理人および店子に関する情報
 - (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した包括代理人および店子に関する情報および当該内容について当社が調査して得た情報
 - (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の包括代理人および店子に関する信用情報

2. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。

第2条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 包括代理人および店子の代表者は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、当社所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

なお、当社の開示請求の窓口は次の通りとします。

<お客さま相談室（責任者：お客さま相談室長）>

〒135-0061 東京都江東区豊洲 2-2-31 SMBC 豊洲ビル 電話番号 03-6636-8266

2. 万一、当社が保有する加盟店情報が不正確または誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第3条（本同意条項に不同意等の場合）

包括代理人および店子は、包括代理人および店子が本規約に必要な記載事項（契約書面に契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社が本規約を解除することがあることに同意するものとします。但し、本条は、当社の本規約の締結に関する意思決定の自由を制限するものではありません。

第4条（本規約不成立時および本規約終了後の加盟店情報の利用）

1. 店子は本規約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込をした事実、内容について当社が利用することに同意するものとします。

2. 包括代理人および店子は当社が、本規約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

第5条（条項の変更の位置付け及び変更）

本同意条項は包括代理人および店子に対する通知または当社が適当と認める方法で公表することにより、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

（2024年8月改定）